

令和8年度 大学教育再生戦略推進費
大学の世界展開力強化事業
公募要領

令和8年7月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	7. 申請書等の提出	10
2. プログラムについて	2	(1) 提出方法	10
(1) 申請対象	2	(2) 留意事項	10
(2) 選定件数	5	8. 補助金の交付等	11
(3) 補助期間	5	(1) 補助金の交付	11
(4) プログラムの規模	5	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	11
3. 申請資格・要件等	6	(3) 補助金における不正等への対応 ..	12
(1) 申請者等	6	9. その他	12
(2) 申請可能件数	6	(1) 学生等の安全確保	12
(3) 申請資格	6	(2) 安全保障貿易管理について	13
4. 申請書の作成	8	(3) 研究インテグリティの確保	13
(1) 申請書等	8	(4) プログラム情報の公表等	14
(2) 資金計画	8	10. 問合せ先等	14
(3) その他	8	(1) 問合せ先	14
5. 選定方法等	9	(2) スケジュール	15
(1) 審査手順	9	(別添 1：事業一覧)	16
(2) プログラム委員会による意見	9	(別添 2：申請資格 iv 関係)	17
6. プログラムの実施と評価等	9	(別添 3：申請制限対象事業)	18
(1) 実施体制	9	(別添 4：経費の使途可能範囲)	19
(2) 評価等	9		
(3) 成果の発信・普及	10		

令和8年度 大学教育再生戦略推進費¹大学の世界展開力強化事業 公募要領

1. 背景・目的

国際秩序を揺るがす危機に世界が直面する中、アジアや世界の平和的发展のため、人口増加や急速な経済成長を背景として国際場裡において存在感を高めるアジア諸国との連携を深化させることの重要性が高まっています。

そのため、我が国の大学とアジア諸国のうち複数の大学との協働により、学生交流を一体的に促進するプログラムを構築し、将来にわたる友好関係の架け橋となる人材を育成することが必要不可欠です。

そのような人材育成に資する事業として、2009年10月の第2回日中韓サミットにおける合意に基づき、日中韓の三か国が協力し、大学の国際競争力を共に向上させるために質の保証を伴った大学間交流を支援するキャンパス・アジア（以下、「C A」という。）という枠組みを、大学の世界展開力強化事業の一プロジェクトとして位置づけた上で、2011年度より日中韓三か国におけるパイロット・プログラム（第1モード）として事業を開始しました。

その後、2016年度からは交流プログラムの本格実施（第2モード）、2021年度からは交流相手国・地域にASEAN諸国を追加したキャンパス・アジアプラス（以下、「C Aプラス」という。）（第3モード）のパイロット・プログラムとして実施するなど、2011年度から約15年間に渡り、段階的に参加国やコンソーシアムの範囲と数を拡大させ、交流学生数も増加することで汎アジア的な学生交流プログラムへと発展し、連携国との相互理解の機会の拡大に貢献するなど、大学の世界展開力強化事業の中でも特別な位置付けのプロジェクトとなっております。

2024年5月に開催された第9回日中韓サミットの共同宣言においては、ASEAN加盟国の大学を含むまでに拡大した大学間交流プログラムであるC Aの模範的な役割を評価するとともに、「2030年度末までに30,000人の学生の参加を得ることを目標に、このプロジェクトを積極的に支援していく」という目標が示されました。さらに、同年6月に開催された第4回日中韓教育大臣会合の共同宣言においては、C Aがアジアのみならず世界規模で国際的に認知される交流プログラムへの発展することを期待するとともに、C Aの第4モードを見据え、プログラムの更なる発展を積極的に支援するために引き続き取り組むことを決定したところです。これら

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

の共同宣言等を受けて、令和８年度から第４モードが開始できるよう、日中韓の三か国において、事業の実施に向けた具体的な協議を進めてきたところですが、令和８年度の第４モード開始に至っておりません。

一方で、第３モードについては、ＡＳＥＡＮ諸国の大学を加えた新たな交流プログラムの構築及び日中韓三か国の質保証基準の開発、というパイロット・プログラムとしての目的は達成しましたが、事業開始初年度（２０２１年度）はコロナウイルス感染症の影響により、交流プログラムの一部が実渡航ではなく、オンラインにより実施される事例が多く見られました。しかしながら、本格実施となる第４モードでは、実渡航による学生交流が中心となると想定されることから、第４モードをより良い形で開始するためには、実渡航による交流実績の更なる蓄積や課題の洗い出しが重要と言えます。

このような状況を踏まえ、令和８年度における「大学の世界展開力強化事業」については、第３モードの交流プログラムを延長し、第３モードから第４モードに向けて継続的に事業を実施する発展的かつ意欲的な計画に対して、審査の上、今年度限りの財政支援を実施し、２０１１年度から続くＣＡの取組を途絶えさせることなく、２０３０年に３万人の学生の参加という目標達成に向け、アジア諸国における大学間交流及び学生交流の一層の促進を図ることで、アジアにおける将来にわたる友好関係の架け橋となる人材を育成し、日中韓及びＡＳＥＡＮ諸国のより強固な関係の構築を目指します。

２．プログラム^２について

（１）申請対象

下記の「ＣＡプラス及びＣＡの基本的な枠組み」を踏まえた令和３年度「大学の世界展開力強化事業」においてタイプＡ-①及びＡ-②並びにタイプＢ-①に採択されたプログラムを申請対象とします。

また、本プログラムの計画（以下、「計画」という。）の策定にあたっては、以下の「Ⅰ．交流プログラムの内容」及び「Ⅱ．推奨される取組」の内容を踏まえたものとして下さい。

■タイプ①：ＣＡプラスプログラム

日中韓三か国にＡＳＥＡＮ（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム。以下同じ。）の大学を加えた４か国・地域以上（中国が参加しない場合は３か国・

^２ ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

地域以上) による大学間コンソーシアムを継続・発展するプログラム。

■タイプ②：CAプログラム

日中韓三か国の連携大学間で実施している大学間コンソーシアムを継続・発展するプログラム。

＜CAプラス及びCAの基本的枠組み＞

- ①参加国・大学(※1)：CAプラス…日本、中国及び韓国、ASEANの大学
CA…日本、中国及び韓国の大学
- ②レベル：学部レベル、大学院レベル
- ③交流プログラムの概要：分野は問わない。大学院レベルではジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーを実施する交流が推奨される。
- ④交流期間：3か月以上の交流が推奨される。
- ⑤学生規模(※1)：相互利益の原則に基づき、参加国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う。
- ⑥学生支援(※2)：交流に関しては授業料の相互免除を原則行う他、以下の支援を行うことが推奨される。なお、奨学金については、1プログラムにつき年間10人の参加学生に対し、支援を行うことが推奨される。
(受入国の負担) 滞在費(宿舍費)
(派遣国の負担) 奨学金、学生の渡航費
- ⑦質保証：日中韓三か国の質保証機関による質保証に関する取組を実施する。
「日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン(※3)」を参照する。

(※1) 本事業においては、中国の大学の参加は任意とするとともに、中国の大学との学生交流の派遣数と受入数のバランスについても任意とします。

(※2) CAプラスにおけるASEANの大学との学生支援については、各大学の財政状況を考慮し、コンソーシアム独自の覚書等の締結により、上記相互負担の例外が認められます。

(※3) 日中韓の質の保証を伴った大学間交流に関するガイドライン

https://warp.ndl.go.jp/web/20241103051005/www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1303468.htm

I. 交流プログラムの内容

計画の策定にあたっては、次の各事項について記載願います。

また、国内の大学³と連携して申請する場合は、その国内連携大学が、プログラムの構築・実施・成果の創出に欠かせない役割を担っていることが分かるよう明記して下さい。

＜記載すべきプログラム内容＞

- ① プログラムの目的及び概要等（養成する人材像含む）
- ② これまでの第3モードにおける成果及び課題
- ③ これまでの第3モードにおける成果及び課題を踏まえ、令和8年度において発展・改善した主な取組内容（特に以下の掲げる観点について）
 - ・ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施にあたり、質及び量の両面において、コンソーシアム内の交流の一層の活性化を図るための取組。
 - ・ 大学全体の国際通用性の一層の向上を図るため、特定の部局等や教職員にとどまらず、全学的な協力・責任の下でプログラムを実施する取組。
 - ・ 第4モードの取組につながるような継続性のある取組。
 - ・ シンポジウムの開催や他大学へのプログラムの共有、対象国・地域の他の大学との新たな連携など、プログラムを横展開・波及させるための取組。

＜必須指標の設定＞

計画の策定に当たっては、以下の必須指標を設定するとともに、定量的な数値目標を設定すること。

- i プログラムにおける日本人学生の派遣数（派遣国、実渡航・オンライン・ハイブリッドなど別に記載）（※）
- ii プログラムにおける外国人学生の受入数（出身国、実渡航・オンライン・ハイブリッドなど別に記載）（※）
- iii プログラムにおいて設定した外国語力基準（外国語科目の成績や、外部検定試験のスコアなど）を達成する日本人学生数
- iv プログラムにおける外国語による授業で日本人学生が取得した単位数（一人あたり平均）
- v プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数（一人あたり平均）
- vi 大学全体における実渡航による日本人学生の派遣数
- vii 大学全体における実渡航による外国人学生の受入数

※）学生の派遣・受入数として「実際に渡航する学生」「自国にてプログラムの科目

³ 6 ページ 3（1）①に記載のとおり。

をオンライン受講する学生」「実渡航とオンライン受講の両方(ハイブリッド)を行う学生」の数をそれぞれ設定すること。

Ⅱ. 推奨される取組

<JV-Campus などのオンラインプラットフォームの活用>

プログラムの実施にあたり、以下の取組のように、JV-Campus などのオンラインプラットフォームを積極的に活用することを推奨します。

- i プログラムの構築・実施にあたり、JV-Campus 等に教育コンテンツを提供する、もしくは他大学から JV-Campus 等に提供された教育コンテンツを有効活用する。
- ii 学修歴証明のデジタル化や、マイクロレデンシャルなどの発行・活用にあたり、JV-Campus 等を積極的に活用する。
- iii プログラムの横展開・波及に際して、JV-Campus 等に提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用する。

(2) 選定件数

タイプ①及びタイプ②：15 件程度

※ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

交付内定～令和8年度末まで

(4) プログラムの規模

CA プラス及び CA 補助金上限額：15,000 千円

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案するとともに、本事業の補助期間が令和8年度末までと限られていることも踏まえ、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金上限額を超える場合、補助金上限額との差額は自己負担となります。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学⁴を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、複数大学が参加して実施するプログラム（以下、「連携プログラム」という。）の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学（大学院を含む。以下「大学」という。）を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程で申請することはできません）。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が代表校として申請できる件数は2件とします。なお、国内連携大学としての上限は設けません。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。代表校のみならず、連携プログラムを実施する他の大学も対象となります。

また、補助期間中において、いずれかに該当することとなった場合、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

（組織運営関係）

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

iii) 「私立大学等経常費補助」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」第3条の規定に基づき、令和7年度に不交

⁴ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

付又は減額の措置を受けた大学

- iv) 令和7年度に実施した令和8年度大学入学者選抜において、文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4 試験期日等」や募集人員の適切な設定を遵守していない大学（詳細は別添2のとおり。）
- v) 文部科学省が実施する令和7年度「全国学生調査（本格実施）」に参加していない大学、もしくは「意向等確認調査」において、調査結果公表に「同意する」と回答していない大学
- vi) 再推費における事業のうち令和7年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）
- vii) 再推費における事業のうち令和7年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）

（設置関係）

- viii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」又は「指摘事項（是正）」が付されている大学
- ix) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- x) 全学の収容定員充足率（設置する学部¹の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- xi) 設置する学部のうち、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

（表1）

区分	大学					短期 大学
大学規模 (収容定員)	－	4,000 人以上			4,000 人 未 満	
学部規模 (入学定員)	－	300 人 以上	100 人 以上 300 人 未 満	100 人 未 満		
令和 8 年度 収容定員 充足率	0.7 倍を上 回 る	1.05 倍 未 満	1.10 倍 未 満	1.15 倍 未 満	1.15 倍 未 満	1.15 倍 未 満

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

※収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）」に準拠する。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

4. 申請書の作成

（１）申請書等

『令和 8 年度大学の世界展開力強化事業 計画調書等の作成・提出について』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（２）資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

（３）その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」（以下「プログラム委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」を行います。プログラム委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定・採択します。具体的な審査方法等については、『令和8年度「大学の世界展開力強化事業」審査要項』を参照してください。

また、選定結果の通知は11月頃に行う予定です。

(2) プログラム委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、終了後にフォローアップ活動を実施する予定です。
- ② フォローアップ活動においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は意見を付すことがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

令和8年7月22日（水）午前9時から令和8年7月24日（金）午後5時までに、代表申請大学からプログラム委員会事務局に対して申請フォームより申し込みを行い、計画調書及び文部科学大臣あて文書提出先となるオンラインストレージサービスの URL を取得したうえで、『令和8年度大学の世界展開力強化事業 計画調書等の作成・提出について』に定められた申請書等を、令和8年7月31日（金）午前9時から8月4日（火）午後5時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm）を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、

個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

（１）補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添４に示すものとします。
- ② 毎年度、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成 21 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（２）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から 5 年間保管してください（帳簿及び書類については、補助期間の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から 5 年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助

期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

- ④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

- ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

- ④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月

以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの）の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」（海外での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ）への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

（２）安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認くださいようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

（３）研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼)」(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagoku-000019002_3.pdf

(4) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における国際化を先導する大学として情報発信に取り組み、大学の国際化、日本人学生の海外留学、外国人留学生の受入れ推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領及び事業内容、その他の問合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付調整係

「大学の世界展開力強化事業」

電話番号：03-5253-4111(内線 3352)

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会基盤支援部大学連携課

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

ウェブサイト：

<https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

(2) スケジュール

公募締切	令和8年7月21日(火)～8月4日(火)
追加質問	令和8年9月頃
選定結果通知	令和8年11月頃
交付内定	令和8年11月頃(予定)
(事業開始)	

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
－大学教育再生戦略推進費－

令和 8 年度予算額 121 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	7 億円
○ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	0.8 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	6 億円
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 卓越大学院プログラム	4 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
○ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	5 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	14 億円
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(4 億円)
－ EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
－ アジア諸国との大学間交流形成支援	(4 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円

※補助金事業のみを記載。

※「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」の予算額には事務費を含む。

(別添 2 : 申請資格 iv 関係)

令和 7 年度に実施した、令和 8 年度入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）の場合

※令和 8 年度大学入学者選抜実施要項（令和 7 年 6 月 3 日文部科学省高等教育局長通知）の遵守状況

※帰国生徒又は社会人を対象とする選抜や、秋期入学など 4 月以外の入学時期に係る選抜は対象外

① 試験期日等

- 一般選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が、令和 8 年 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間、合格者の決定発表が 3 月 31 日までの間に設定されている
- 総合型選抜：入学願書受付が、令和 7 年 9 月 1 日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 学校推薦型選抜：入学願書受付が、令和 7 年 11 月 1 日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 総合型選抜、学校推薦型選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が令和 8 年 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に設定されている（教科・科目に係るテストを 2 月 1 日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」を組み合わせで丁寧に評価している）
- 総合型選抜：合格者の決定発表が、令和 7 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までの間に設定されている
- 学校推薦型選抜：合格者の決定発表が、令和 7 年 12 月 1 日から一般選抜試験期日の 10 日前まで（共通テストを課す場合は前日までのなるべく早い期日）に設定されている

② 募集人員の適切な設定

- 学校推薦型選抜：学部等募集単位ごとの入学定員の 5 割以内の募集人員に定められている【短期大学は対象外】
- 評価・判定の方法や対象等の取扱いに差異を設ける場合に、それぞれの募集区分ごとに募集人員が定められている

(別添 3 : 申請制限対象事業)

- 令和 7 年度に実施した事後評価の結果により、令和 8 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和 2 年度	大学の世界展開力強化事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和 2 年度	保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト
令和 2 年度 令和 3 年度	知識集約型社会を支える人材育成事業

- 令和 7 年度に実施した中間評価の結果により、令和 8 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 4 年度	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～
令和 4 年度	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和 4 年度	ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
令和 5 年度	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和 5 年度	大学の世界展開力事業 (米国等との大学間交流形成支援)

(別添 4 : 経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に当たって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の 70 パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生の TA への採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用でき

ます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

学生支援経費（その他（諸経費）に含む）について（令和7年度の選定事業から改めて定義を明確化）

- ・ 学生支援のための経費として、原則としてプログラムに参加する学生の国境を越えた受入・派遣に係る①出入国に伴う航空券、②ホテル宿泊費や宿舎借上げにかかる施設・設備使用料等、宿泊施設手配のための費用に使用することができます。使用に当たっては、大学が契約主体としてこれらの航空券や宿泊施設等を手配し、経費を負担した場合に限ります。学生に必要な金銭等を直接給付することはできません。学生支援経費は、原則として補助対象経費の総額の 30 %を超えないでください。
- ・ 契約主体にかかわらず、出入国に伴う航空券以外の日本及び渡航先における受入/派遣学生の国内移動に係る交通費や乗車回数券等には原則として使用できません。